実施 06　樹木維持管理等業務仕様書

1．適用

(1)　本仕様書は、「堺市産業振興センター貸館運営及び施設管理包括業務委託　総合仕様書」（以下「総合仕様書」という。）と一体として適用し、樹木維持管理等業務の個別条件を定める。

(2)　本仕様書は最低要求水準を示すものであり、受託者は当該水準を満たした上で、安全性、品質及び業務効率の向上に資する方法を提案できる。

2．対象区域及び見積基準数量

(1)　対象区域は、植栽帯及び第 2 駐車場周辺とし、作業範囲は補足図面①「植栽帯図・作業範囲明示版」及び補足図面②「第 2 駐車場除草図・作業範囲明示版」による。

(2)　見積基準数量は次表のとおりとし、応募者は当該数量及び図面に示す範囲を基礎として見積もるものとする。軽微な数量差は、通常業務の範囲内で委託費に含む。

区分	見積基準数量・範囲	備考
高木	40 本	通常剪定は定額業務の対象外。目視による異常・危険枝確認及び報告を行う。
中木	40 本	各年度 1 回剪定
低木	300 株	各年度 1 回剪定
地被	500 株	各年度 1 回刈込み等
植栽帯除草	補足図面①の点描範囲	各年度 1 回、繁茂時
第 2 駐車場周辺除草	269.7 ㎡（補足図面②の黄色外周帯）	各年度 2 回、繁茂時

(3)　補足図面①の緑色丸印及び補足図面②の橙色丸印は代表位置を示すものであり、作業範囲そのものを限定するものではない。区域境界の細部は図面及び現地により確認する。

3．業務内容及び要求水準

作業	内容・最低要求水準
中木・低木・地被の剪定	樹種及び生育状況に応じた適期に各年度 1 回実施する。枯枝・支障枝を整理し、通行、視認性、設備及び標識への干渉を除き、樹形を著しく損なう強剪定を避ける。
高木対応	作業時に倒木、枯損、折損枝、道路・建物への干渉等を目視確認し、異常を発見した場合は報告する。通常剪定、伐採、抜根及び植替えは定額業務に含めない。
植栽帯除草	補足図面①の点描範囲を各年度 1 回、繁茂時に除草する。植栽を損傷しないよう可能な限り根元から除去し、作業後は道路・側溝等を清掃する。
第 2 駐車場周辺除草	補足図面②の黄色外周帯 269.7 ㎡を各年度 2 回、繁茂時に除草する。法面等、機械作業が困難又は危険な箇所は人力作業等を併用する。
発生材処理	剪定枝、刈草、落葉等は場外へ搬出し、関係法令に従い適正に処分する。敷地内への残置、野焼き等を行わない。
除草剤	使用する場合は、薬剤名、使用範囲、方法、使用量、周知方法、飛散防止等の安全措置及び SDS を事前に提示し、発注者の承認を得る。

4．実施計画及び施設運営との調整

(1) 受託者は、作業区域、作業種別、回数及び予定時期を記載した年間実施計画を提出し、発注者と協議の上で実施日を定める。

(2) 実施に当たっては、貸館・イベント予定、第 2 駐車場の利用状況、車両移動、来館者・車両動線、清掃・警備業務その他関連業務と事前に調整する。

(3) 雨天、強風、猛暑等により安全な作業が困難な場合は延期し、代替日を発注者と調整する。

5. 安全管理

(1) 作業区域はカラーコーン、バー、表示等で明示し、第三者の立入りを防止する。必要に応じて誘導員を配置し、歩行者及び車両を安全な経路へ誘導する。

(2) 刈払機等を使用する場合は、防護ネットその他必要な養生を行い、車両、窓ガラス、通行人等への飛石を防止する。周辺状況により機械作業が不適当な箇所は人力作業等へ切り替える。

(3) 舗装、縁石、照明、案内標識、配管その他施設設備を損傷しないよう必要な養生を行う。高所作業を伴う追加業務は関係法令及び機械の取扱基準に従う。

6. 異常・危険木等の対応

(1) 倒木リスク、枯損、病害虫、危険枝その他の異常を発見した場合は、場所、対象、状況、危険度、写真及び対応案を速やかに発注者へ報告する。

(2) 危険が切迫する場合は、立入防止等の一次的な安全措置を行い、直ちに発注者へ連絡する。

(3) 高木剪定、高所作業を伴う枝下ろし、伐採、抜根、植替え、補植、専門的な樹木診断その他定額業務外の作業は、緊急避難的な一次措置を除き、作業方法、数量、時期及び費用について発注者の事前承認を得た後に実施する。

7. 費用区分

(1) 別途費用を伴う作業は、総合仕様書第 5 項及び第 16 項に基づき、発注者の事前承認を受け、作業内容、金額及び費用負担に応じて、発注、書面による契約変更又は別途契約等の必要な手続を経た上で実施する。承認のみをもって契約変更又は別途契約が成立するものではない。緊急時は仕様書等に定める必要最小限の安全措置及び報告を優先し、追加費用を伴う作業は発注者と手続を確認する。

項目	定額委託費に含む範囲	別途対応
中木・低木・地被剪定	仕様所定の各年度 1 回、枝葉回収、清掃、搬出・処分	仕様変更による追加回数・追加範囲
植栽帯・第 2 駐車場除草	仕様所定の範囲・回数、通常の養生、清掃、搬出・処分	図面外又は所定回数を超える追加除草
安全対策	通常作業に必要な区画、養生、誘導等	大規模な交通規制・追加警備等は協議
高木・危険枝	目視確認、報告、立入防止等の一次措置	剪定、伐採、抜根、高所作業車等を伴う本作業
植替え・更新	含まない	樹木・低木・地被の購入、植付け、支柱等
病害虫	発見・報告及び軽微な手取り除去	薬剤防除、専門診断
災害・緊急対応	初動連絡、現地確認、立入規制等	重機、高所作業、撤去・大量処分、復旧等

8. 提出物及び報告

(1) 受託者は、年度当初に年間実施計画を提出する。

(2) 各回の作業完了後、実施日・時間、天候、作業区域、対象、作業内容・数量、作業人員・機械、安全対策、発生材の処分、薬剤使用の有無、異常・事故の有無及び作業前後写真を記載した作業報告書を提出する。

(3)　異常又は事故が発生した場合は、通常の作業報告を待たず速やかに発注者へ速報する。

9．その他本業務で求めること

(1)　作業責任者及び班ごとの責任者、使用機械、作業方法、交通・歩行者対策、飛石防止、緊急連絡体制及び発生材処分方法を業務計画書に記載すること。

(2)　剪定・除草前に対象区域の倒木、枯損、空洞、病害虫、架空線・標識・建物等への干渉を確認し、危険がある場合は作業を中断して発注者へ報告すること。

(3)　道路又は通行動線に影響する作業は、カラーコーン、コーンバー、防護ネット等により作業帯を明示し、必要に応じ誘導員を配置すること。

(4)　薬剤を使用する場合は SDS の提出に加え、風向・風速、周辺利用、飛散防止、立入制限及び使用後の効果確認を作業報告書へ記録すること。

(5)　補足図面①・②は見積及び作業範囲確認の基礎資料とし、赤色外周線や丸印のみで範囲を判断せず、点描範囲・黄色外周帯、原図及び現地を併せて確認すること。

１０.補足資料の位置づけ

(1)　本仕様書の補足資料は、次の資料で構成し、本仕様書と一体として適用する。

資料	内容
補足資料 A　数量・作業基準表	見積基準数量、通常業務、回数、仕上がり条件及び数量差の取扱い
補足資料 B　高木・危険木対応区分表	定額業務と追加作業の区分、判断・承認及び報告事項
補足資料 C　費用区分・見積条件表	定額委託費に含む費目と別途対象の整理
補足資料 D　年間実施計画・作業報告書に必要な項目	年間実施計画・作業報告書に必要な項目を整理
補足図面①　植栽帯図・作業範囲明示版	元図の点描範囲を対象とする植栽帯の作業範囲
補足図面②　第 2 駐車場除草図・作業範囲明示版	黄色外周帯 269.7 ㎡を対象とする除草範囲

(2)　仕様書と補足資料に疑義がある場合は、仕様書を優先し、図面表示と現況に明らかな差異がある場合は、発注者に確認してその指示による。

実施 06　樹木維持管理等業務　公募用補足資料

本補足資料は、仕様書に定める作業範囲、数量、費用区分等を見積時に共通化するための資料である。応募者は、本資料及び補足図面①・②を基礎として見積もること。

補足資料 A　数量・作業基準表

区分	主な樹種（参考）	見積基準	定額業務・回数	要求水準
高木	ケヤキほか	40 本	目視確認・報告。通常剪定は対象外	倒木、枯損、折損枝、道路・建物への干渉を確認
中木	カイズカほか	40 本	剪定 各年度 1 回	通行・視認性を確保し、強剪定を避ける
低木	カナメ・ヒラドほか	300 株	刈込み・剪定 各年度 1 回	高さ・幅を整え、設備・標識等への干渉を除く
地被	サツキほか	500 株	刈込み等 各年度 1 回	被覆状態と見通しを確保し、過度な刈込みを避ける
植栽帯除草	図面①点描範囲	図面範囲	各年度 1 回・繁茂時	可能な限り根元から除草し、植栽保護・周辺清掃
第 2 駐車場除草	図面②黄色外周帯	269.7 ㎡	各年度 2 回・繁茂時	法面は人力併用。飛石防止。駐車区画・通路全体は対象外

補足資料 B　高木・危険木対応区分表

事象・作業	定額業務に含む	別途対象	承認・報告
通常の高木確認	作業時の目視確認、写真・報告	樹木診断、登攀・高所作業を伴う詳細調査	位置、症状、危険度等を報告し発注者判断
小枝・落枝	地上から安全に回収可能なもの	高所作業を伴う枝下ろし	対象、原因、処置、写真
危険枝	立入規制等の一次安全措置	剪定作業本体	緊急時は即時連絡。原則事前承認
高木剪定	含まない	樹形調整・干渉枝剪定	対象木、剪定量、時期、安全計画及び費用を承認
伐採・抜根	含まない	伐採、抜根、搬出・処分	原則事前承認
倒木・台風等	初動連絡、立入規制、二次災害防止	切断、撤去、搬出、復旧	安全確保後、発注者承認
植替え・補植	含まない	購入、植付け、支柱、養生	樹種・規格・数量を承認

補足資料 C　見積条件・費用区分

仕様書第 7 項の費用区分を見積条件として適用する。定額業務に必要な通常の人件費、機械・器具、養生、清掃、剪定枝・刈草等の積込・運搬・処分、通常の安全対策及び諸経費は見積額に含めること。追加作業は発注者の事前承認を原則とし、承認前に実施した作業は、緊急避難的な一次安全措置を除き、別途費用の対象としない。

補足資料 D　年間実施計画・作業報告書に必要な項目

区分	必須記載項目

年間実施計画	作業種別、予定時期、対象区域、作業方法・人員、施設運営との調整事項、安全対策
作業報告書	実施日・時間、天候、区域、対象、内容・数量、人員・機械、安全対策、発生材処分、薬剤使用、異常・事故、作業前後写真
異常報告	場所、対象、症状、危険度、写真、一次措置、推奨対応、概算費用（必要な場合）